

厚生常任委員会記録

平成31年4月8日（月）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

平成31年 4 月 8 日 日程及び付議事件

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	4 月 8 日 (月)	案 件 専決処分の報告について 海外日本庭園再生プロジェクトの報告 所管事務調査 〔報告、質疑〕

1 出席委員氏名

委員 長	中川原豊志	委員	古賀 和仁
副委員 長	樋口伸一郎	〃	藤田 昌隆
委員	森山 林	〃	牧瀬 昭子
〃	成富 牧男		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市民 環 境 部 長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長	下川 有美
国 保 年 金 課 長	古賀 友子
国保年金課健康保険係長	田中 綾子
国保年金課長補佐兼年金保険係長	熊田 吉孝
税 務 課 長	青木 博美
税務課長補佐兼市民税係長	榎 浩喜

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 日 程

専決処分の報告について

海外日本庭園再生プロジェクトの報告

〔報告、質疑〕

所管事務調査

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

額を加算しておりましたが、改正により、世帯人員に乗じる額が 51 万円に引き上げとなっております。

5 割、2 割軽減の上限判定所得がそれぞれ引き上げられたことにより、世帯の所得がその軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分おのおのの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。

改正の施行日は、平成 31 年 4 月 1 日となっております。

なお、専決処分につきましては、専決処分後直近の議会で議会の承認をいただくことになっておりますので、現在のところ、来る 6 月定例会に専決処分の承認についての議案をお願いする予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

中川原豊志委員長

続けてでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

青木博美税務課長

それでは、市税条例の一部を改正する条例の専決処分について御報告いたします。

厚生常任委員会参考資料の 3 ページをお願いします。

改正の理由といたしまして、地方税法等の一部改正が国会において 3 月 27 日、成立いたしました。

そのうち、平成 31 年 4 月 1 日及び 6 月 1 日以降のものについて、議会に諮る時間がないため、専決処分が必要となったものです。

改正の主な内容としましては、個人市民税に関するもので、2 点の改正を行っております。

第 1 点は、ふるさと納税に係る寄附金税額控除に係る見直しで、過度な返礼品を送付するような団体については、ふるさと納税に係る特例控除の対象外にすることができるよう制度の見直しが行われるものです。

総務大臣が基準に適合する地方団体を指定するもので、主な基準として、返礼品の返礼割合を寄附の 3 割以下とすること、返礼品を地場産品とすることなどとなっております。

次に、住宅ローン控除の拡充でございます。

消費税の引き上げに伴いまして、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日の間に取得され、消費税率 10% が適用される住宅について、控除の対象期間を 3 年延長し、13 年とするものでございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

国民健康保険税減免取扱要綱の一部改正について御説明いたします。

この改正は、国民健康保険税の旧被扶養者に対する減免を改正するものでございます。

旧被扶養者とは、例えば、夫が社会保険加入者で、妻が被扶養者であった場合に、夫が75歳に到達すると、夫は後期高齢者医療保険に移行することになります。

この場合、妻は社会保険から国民健康保険に加入することになり、これを旧被扶養者といいます。

旧被扶養者の保険料減免は原則2年間ですが、後期高齢者医療制度における保険料減免制度が平成20年度に当分の間継続されることとなりましたことから、国民健康保険税についても当分の間継続されることとなっております。

後期高齢者医療制度の減免制度が、このたび平成31年度から資格取得の日から2年間に限り実施することとなったことから、国民健康保険においても同様の見直しを行うことになったものです。

4番ですけれども、今回の改正に係る減免終了対象世帯数は、21世帯でございます。

次に、5番ですけれども、減免が終了するものの周知方法につきましては、対象者に対して納税通知書にチラシを同封する、また、全戸配布をいたします「国民健康保険税の算定について」に記載して周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

ただいま数点報告がございましたけれども、確認したこととか御意見等ありましたらお受けいたしますが、いかがですか。

藤田昌隆委員

ふるさと納税の返礼品、これ、地場産品とするということで、鳥栖市は、コカ・コーラの綾鷹かな。あれが1番やろう。あれは、どぎゃんなんと。

青木博美税務課長

あれは、鳥栖市内の工場で作られておりますので、問題はないと思っております。（「鳥栖工場で作っているから、大丈夫ということ」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

いいですか。

成富牧男委員

質問ですけれども、4ページの旧被扶養者に対する減免内容とあって、現行、改正後って書いてありますけど、これは、今までは期限がなかったけれども、期限がついたってことですよ。何ですか。

青木博美税務課長

これは、後期高齢者医療が始まりましたときに、突然……、社会保険の被扶養者は保険料がかからずに入れますけれども、国民健康保険に移行しますと、1人の個人としての保険料が発生します。

その場合に、激変緩和ということで、減免をするということになっておりますが、原則としては、2年間ということになっておりました。

ところが、この平成20年の開始のときから、当面の間ということで、継続するというようなことになっておりましたが、平成31年から、後期高齢者分について、もう原則の2年間に限るといようなことになりましたので、国民健康保険税についてもそれに合わせるということで改正をいたします。

成富牧男委員

いや、そいけん、当分の間っていうのは、大体期限が……、文字どおり括弧で書いてある、当分の間っちゃうのは、期限なしでしょう、イコールよね、役所とかで言うと。

それが改正後、何でこうなったのか。

もともとこうやったというのはわかるけど、何で今、こうなったのかっていうのを。

青木博美税務課長

当初は、激変緩和ということでされておりましたが、原則2年というのはもともとされておりました。（「いやいや、それはわかるとる」と呼ぶ者あり）

それで今回、上のほうに書いておりますけれども、後期高齢者医療制度の持続性を高めるためとか、世代内・世代間の負担の公平を図るといようなことで、本来の2年間に限るとい判断がなされたものと考えております。

成富牧男委員

当分の間って、本当はそうなっとなつてんが、当分の間としたのは、もうちょっと、理由。

青木博美税務課長

この理由としましては、先ほど申しましたけれども、社会保険の被扶養者は、保険料を払わずに保険に加入されております。

扶養者のほう、例えば、御夫婦であれば、御主人のほうが社会保険に加入されていれば、奥さんは保険料なしで保険を使えます。

ただ、この後期高齢者、扶養者のほうが75歳になって、後期高齢への移行というのは、もう強制的になりますので……、（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

制度の紹介は、さっきずっと言いんしゃったけん、わかるばってん、もともとからそうや

ったんですよって言いよっちゃろう。もともとから今度改正したその内容やったんですよと。

そいけん、それを何でね、何で、もともとのものから、当分の間っていう、期限なしですつとこれまでしてきたのかっていう、理由。

それと、そして今、何で、もともとに戻る、もともとにせないかんって、こんな、ある意味、私の感覚やけどね、高齢者にとって大変な時期——私ももうすぐ後期高齢、いくけど——そいけん、そういうことを聞いているんですよ。当分の間にした理由と、今、当分の間をやめて、本来の法律どおりにしたのかということ聞いています。

もう一つ、つけ加えて言うなら、もともとこれ、やっぱり猛反発があったとよね、被保険者の方から。

何でって、突然って——さっきもちよっと言ったかな、突然なって、大変よって。

それで、そういう声に押されて、当分の間というのができたというのが私の理解たいね。

それで今、なのに今、本来の姿に戻しましょうって言ったんやけど、主に経済的な問題で、やむを得んちゅうことで、当分の間って、国のほうはしてきたと思うっちゃけど、今、それを解除ちゅうか、元に戻した、本来の姿に戻したというのは、さっきは何か、持続可能って。それは何、被保険者、これに加入している方の側に立って考えればたい、そういうこと、制度が持続可能って、何か、ほんに都合のいい言葉があっちこっち出回るとるけど。

それじゃなくて、最初、当分の間ちゅうて延ばした理由、延ばしたきっかけになるような理由が今、改善されているんですかと、経済的な問題とかね。

橋本有功市民環境部長

先ほどちょっと説明いたしましたように、後期高齢者医療制度が平成 20 年度から新しく始まって、それに伴いまして、今申しあげました旧被扶養者については、2 年間という仕組みもあわせてできていたんですけれども、その後、平成 22 年度に、国保税についても旧被扶養者の部分で激変緩和措置を図るために、今、ここに書いておりますように、所得割については、減免をすると。均等割については、2 分の 1 にするというような措置がとられてきたと。

ただ当時、後期高齢が始まったばかりということもあって、2 年という措置は本則としてあるんですけれども、それは当分の間、延ばしていきましようよということが現在まで続いてきているよと。

ただ、ここに来て、御承知のとおり、やはり後期高齢者の数が、団塊の世代が今度移行するということもあって、ふえてくる中で、もう本則どおりにすることが、制度の維持につながっていくという国のほうの算段もございまして、今回、本則に戻すと。

それに合わせて、国保についても同様な措置をとるということで、今回、厚労省からの通達もございましたので、要綱の改正をいたしておるとい状況だと認識しております。

成富牧男委員

要は、国のほうから変えるようにちゅうことで、これはもう、法律に従って、当然やるべきことなわけですか。それだけ聞いておきましょう。単純な質問やけど。（「国がそう言いよるんやけん」と呼ぶ者あり）

何が、それがいかんって言いよるったい。

要は、必ず従わないといかんのかっていう質問。

青木博美税務課長

原則、2年間の減免ということを特例的にやってきたものですから、これは国の通知に従うべきものと考えております。

成富牧男委員

鳥栖市が単独でできんとかは言えんということでもいいですか、そういうふうに理解しておいて。（「はい」と呼ぶ者あり）

牧瀬昭子委員

同じ場所で、今まで当分の間っていうのを補填していたのは、鳥栖市が補填していたということでもいいんですか。

青木博美税務課長

これは、国からの通知によるものでございます。

鳥栖市が独自にというものではございません。（「国から来るんですか」と呼ぶ者あり）

はい。

牧瀬昭子委員

すいません。

この分で、4番目に21世帯が平成31年度当初賦課時点っていうことなんですけど、これは、どのぐらい今後ふえていく傾向にあるとかっていう試算、あるのですか。

青木博美税務課長

21世帯のうち、15世帯がもう2年を超えて継続してきたものですので、今回、切れるということで、あとそのうち6世帯が平成31年中に2年を迎えて順次切れていくものであります。

ただ、その後に切れるものについては、ちょっと今、拾っておりませんので、ありませんが。

牧瀬昭子委員

大体1世帯当たりどのぐらいふえるんですか。

青木博美税務課長

例外的に、世帯の中に所得の多い方とかがあって、ちょっと計算がばらばらな面がありま

すけれども、ほとんどの世帯が軽減がきいていた平成 30 年は 4 万 1,300 円だったものが、平成 31 年度は 8 万 2,300 円になる予定でございます。

牧瀬昭子委員

それを、周知方法として、チラシを同封して、4 万円アップですよってということで済ませることができるのかなと。

ほかに何か言っとかないと不安に思われるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

青木博美税務課長

それも以前に問われたことではございましたけれども、同じように今回の軽減がなくなるということに対しましては、後期高齢者医療においても多数の世帯がございますので、後期高齢者医療制度と同じように、文書等でのお知らせにとどめたいと考えております。

牧瀬昭子委員

それだと、私もそうですけど、ちゃんと中身をこう、チラシをあけて、その内容を、この役所の文書を見て、2 分の 1 減免になっていたのがふえますよってというのが、一体幾らになるかっていうところが……、書いてあるのかもしれないんですけど、突然通知が来て、えっ、4 万円も上がるのってというのは、ちょっともう少し何か、前もって電話をすとか、件数が 300 件とか 400 件あるなら、そりゃあって思いますけど。

数的に考えて、もう少し手だてをすることが可能なのではないかと思います、いかがでしょうか。

橋本有功市民環境部長

今、牧瀬委員おっしゃるように、件数的にも 2 桁。

それで、1 つが先ほど課長も御説明しましたように、後期高齢者の制度という部分があって、後期の広域連合のほうから、そういう該当の方には、当然、県全体の話になりますので、その説明の仕方としては、ちょっと違ってくるとは思うんですけど——物理的にですね。

鳥栖市の場合で、再度その世帯の状況も確認して、説明については、文書だけではなくて、今御提案いただいたような、電話ですとか、行って御説明をすとか、なるべくトラブルっていうか、御理解が深まるような手だてを考えてまいりたいと考えております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、以上で専決分についての報告は終わります。

ありがとうございます。

何か御確認したいこと、御意見等ございますか。

〔発言する者なし〕

よかですか。

これは、例えば、国交省のほうから鳥栖市のほうに補助ということで歳入があって、緑化協力会になるのかどうかわからんけれども、そこにまた依頼して、歳出という形での今後、補正か何かに上がってくるような形になるのかなと。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回のモデル事業につきましては、国交省の事業ではございますが、国交省から委託を受けました公益財団法人の都市緑化機構のほうで、実際にはこの委託事業を実施するということとなります。

それとあと、技術者の派遣事業ということで、実際の支援事業としては、派遣の渡航費の補助をしていただくという内容でございます。この委託を受けました都市緑化機構と、実際には、鳥栖市で言うならば鳥栖市緑化協力会のほうとの契約に基づいて事業を実施するというスタイルになります。

それで、実際には、先ほど委員長が言われたように、鳥栖市のほうに補助事業の補助金を歳入するというのではなく、直接、派遣をしていただく緑化協力会のほうに補助金が行くという形になります。ですから、鳥栖市の歳入、歳出には上がってこないこととなります。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

樋口伸一郎委員

ちょっと関連です。

今のは予算関係でしたけど、じゃあ今度は、事業そのものの実績となれば、その緑化協会がしたようになるっていうか、今、鳥栖市はここで説明をいただいておりますけど、その事業の実績自体は、鳥栖市がやったようにはならないということになるとですかね。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

当然、鳥栖市のほうが応募をする形でございますので、実際に実施というのと、緑化協力会と鳥栖市が共同でこの事業を実施するという形になるかと思いますが、今回、補助金の流れとか、そういうものに関しては、鳥栖市が表には出てきません。

ですから、事業の最終的な報告書とか、契約に基づいて実施した後の報告等も鳥栖市のほうからの報告ではなく、緑化協力会からの報告という形になります。

樋口伸一郎委員

ぜひ、その支援とかはしてもらったほうが、鳥栖市からなんで、いいと思うんですけど、やっぱり支援に当たっても、何らかの、費用とか、労務的な時間とか、かかるかなあと思うんで。

そこら辺、全くお金がかからんというのは、ないっちゃんないかなあと思うんですよ。

やっぱり、少しはかかって、その分は、鳥栖市が協力するけん、その分ぐらいは、やっぱり鳥栖市の中でどこからか出してっていうふうに考えてあるのかなっていうお尋ねなんですけど。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この補助事業について、ちょっと先ほども触れましたけれども、補助の内容が、技術者を派遣する派遣費用が大きな補助事業の内容です。

実際に協力会のほうから技術者を派遣していただいて、現地で修復作業に当たっていただきますが、そこでの技術料と申しますか、それも補助事業の中には入っておりますが、それ以外に現地での滞在費等になります。

実際に工事、整備に必要な費用については、庭園の所有者でありますツァイツ市のほうが負担するという内容でございますので、上限が200万円という補助事業でございますけれども、その200万円の中で、必要な経費については、補助事業のほうで賄えるものというふうに考えております。

牧瀬昭子委員

この事業自体に鳥栖市がかかわるっていうことを表に出される可能性というか、鳥栖市のホームページだとか、表に出る機会というのは、何かありますか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ありがとうございます。

なかなか、鳥栖市のほうに歳入、歳出、出ておりませんので、その機会っていうのは、考えているところでございまして、実際に、予定としては、ことしツァイツ市のほうに子ども交流事業で派遣をする年でございまして、そのときに、できればこの技術者の派遣というのでも合わせていきたいというふうに考えております。

今後、詳細が決定いたしましたら、折に触れ、もちろんツァイツ市との交流事業の一環でもございますので、子ども交流事業の結団式とか、いろんところで、合わせてですけれども、皆さんのほうに御報告、または周知をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

牧瀬昭子委員

長、正副委員長のほうに御報告申し上げて、それを受けて、公表もしてまいりたいと思っ
てはおります。

今のところ、そういう形で。早目に御連絡は差し上げたいと。

中川原豊志委員長

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほか、何かございますか。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



中川原豊志委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、厚生常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時54分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ⑩

